

第 20 期第 25 回東部海区漁業調整委員会の概要

- 1 日 時 平成 28 年 7 月 15 日（金）午後 1 時 30 分～
- 2 場 所 青森市 アラスカ会館 2 階「ガーネット」
- 3 出席者 委員 14 名（欠席 1 名）
 県 水産振興課 1 名、
 八戸水産事務所 1 名、
 むつ水産事務所 1 名
 事務局 3 名

4 概 要

○議案の審議 3 件、報告事項 2 件



【 議 案 】

（1）秋さけはえなわ漁業の操業制限にかかる委員会指示の発動について

青森県農林水産部長より、秋さけはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、委員会指示案どおり指示を発動することとした。

指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については[平成 28 年 7 月 22 日付け青森県報号外第 71 号](#)をご覧ください。

（委員会指示案の要旨）

サケを目的とするはえなわ漁業について、次のとおり操業を禁止する。

- 1 海 域 青森県東部海区管内沖合海域
- 2 期 間 平成 28 年 8 月 1 日から平成 29 年 2 月 29 日まで
- 3 対象者 総トン数 10 トン未満の動力船を使用して操業する者。
 ただし、（地独）青森県産業技術センター内水面研究所の委託を受けて、試験操業をする者を除く。

（2）東部海区漁業調整委員会指示第 2 号に基づくいかつり漁業の新規操業承認について

平成 28 年 2 月 22 日付け委員会指示第 2 号「東部海区管内におけるいかつり漁業の操業に関する指示」に基づき、申請のあった尻屋漁協所属船 1 隻の新規操業申請を審議の結果、承認することとした。

（3）東定第 1 号定置漁業の休業に伴う当該漁業の許可について（諮問）

青森県知事より、東定第 1 号定置漁業の休業に伴う当該漁業の許可について諮問があり、審議の結果、諮問のとおりとした。

【 報告事項 】

(1) 平成 28 年度青森県東部海区管内海域まだら底はえなわ漁業試験実施要領について

県から平成 28 年度の漁業試験の実施要領を制定した旨報告があった。

(2) 平成 28 年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果概要等について

去る平成 28 年 5 月 20 日に東京都で開催された標記総会について、以下のとおり報告があった。

総会では、審議案件である、①27 年度事業報告・収支決算書・剰余金処分案、②28 年度事業計画案・収支予算案、③28 年度全漁調連要望書案、④次期総会の開催地（東京都）が承認された。